

# 第 40 回東京都環境審議会総会

平成 26 年 1 月 30 日（木）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(10時00分開会)

○上田環境政策課長 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第40回「東京都環境審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、本日、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めさせていただいております環境局環境政策部環境政策課長の上田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、まず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

お手元に資料を置かせていただいておりますけれども、まず最初に、今回の総会の座席表がございます。

その後に、本日の会議次第。

それから、右上に資料番号がついてございます資料1ということで、第11期の委員の皆様の名簿。

資料2といたしまして、過日の諮問文でございます。

資料3でございますけれども、荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方(案)でございます。

資料4につきましては、同じくその地域の指定(案)でございます。

ホッチキスでとめてございまして、次のページに別図1、2ということで、カラー刷りの地図が付されてございます。

それから、A4の横の表になりますけれども、参考資料でございます。

参考資料1-1ということで、土壤汚染対策地域の位置を示したものでございます。

参考資料1-2、ダイオキシン類土壤(表層)及び池の水質調査結果でございます。

参考資料1-3は、ダイオキシン類土壤(深度方向)調査。

参考資料2といたしまして、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル(抜粋)。

続いて、今度のA4の縦でございますけれども、参考資料3、ダイオキシン類土壤対策関連事業の手続き。

続いて、参考資料4でございますけれども、カラー刷りでございます。地図で見る東尾久浄化センター隣接地の地歴でございます。両面での2枚組みになってございます。

続いて、参考資料5、A4の横の表になりますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法の抜

粹等が書いてあるものでございます。

同じくA4横の参考資料6は、公害防止事業費事業者負担法の抜粋でございます。

最後に、参考資料7といたしまして、環境基本法以下、関連の法、条例をつづらせていただいております。

全ておそろいでございますでしょうか。

不足などございましたら、お申し付けをいただきたいと思っております。

なお、委員の皆様方のお手元には、フラットファイルをあわせて置かせていただいております。前回の第39回の東京都環境審議会総会の資料を御用意させていただいておりますので、適宜、御参照いただきたいと思っております。

お手元がない場合は、ぜひお申し出いただきたいと思っております。

続きまして、本日の出席についてお知らせをいたします。

現在の委員総数は23名でございますが、ただいま御出席の委員は14名でございます。審議会規則に定める定足数の過半数12名に達しておりますので、この会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、御出席いただいている委員の皆様並びに環境局幹部職員につきましては、先ほど御説明した机上配付の座席表に氏名等を記させていただいておりますので、御紹介にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、これからの議事につきましては、西岡会長にお願いをしたいと思いますので、西岡会長、よろしく申し上げます。

○西岡会長 おはようございます。

本日、御参集どうもありがとうございます。

本日の会議次第に書いてございますけれども「ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定について」ということでございます。

この諮問に関しましては、審議会運営要領第2によりまして、平成25年11月28日付で「水質土壤部会」へ付議しております。同部会におきましては、平成25年11月28日及び29日の2日にわたって御審議いただいたと聞いております。

本日は、その報告を受けて、皆様に御意見をいただいた後、答申を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、水質土壤部会の審議結果につきまして、古米部会長のほうから御説明いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○古米部会長 水質土壌部会長の古米でございます。

荒川区の東尾久浄化センター及び隣接敷地におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定につきまして、先ほど会長から御説明がありましたように、11月28日に開催した総会に引き続いて、部会を開催させていただきました。

11月29日には、現地に行かせていただきまして、実際に汚染現場を拝見させていただいたということでございます。

その後の部会で法律に基づいて、対策地域の指定をどうするのかという議論をさせていただきました。

その部会の報告に先立ちまして、まず、事務局から御説明をいただき、その後私のほうからどのような審議結果であったかということをご報告させていただきたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

○島田環境改善技術担当部長 環境改善技術担当部長の島田でございます。

私から説明をさせていただきます。

前回の総会から若干時間も経過しておりますので、先に事案の概要につきまして、改めて御説明申し上げます。

本件は、荒川区東尾久7丁目の都立尾久の原公園の一部及び東尾久運動場の一部に環境基準を超えるダイオキシン類の土壌汚染が確認されたことから、ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定による対策地域の指定につきまして、諮問をさせていただいているものでございます。

まず、手続についてでございますが、恐れ入ります。参考資料3をご覧ください。

中ほどになろうかと思っております。

手続のフローでございます。

左側の【対策地域の指定作業】の部分をご覧ください。

対策地域につきましては、答申をいただき、荒川区長への意見照会を行った後、指定を行い、以降は対策計画の策定、対策計画に基づく事業の実施となります。

また、対策計画に基づき行う事業の事業費につきましては、資料の右側の部分となります。

「（公害防止事業費事業者負担法）」に基づきまして、汚染原因者に費用を請求するという流れになります。

それでは、4枚お戻りいただきまして、参考資料1-1をご覧ください。

荒川区東尾久浄化センターの隣接敷地の土地利用状況及び表層土壌において、環境基準である1000pg-TEQ/gを超えるダイオキシンが確認された30m区画の位置でございます。

尾久の原公園内8区画、東尾久運動場多目的広場内に3区画、あわせて11区画の環境基準の超過が確認されております。

調査結果の詳細につきましては、次ページ以降、参考資料1-2、1-3におつけしてございますけれども、表層において環境基準を超える汚染が確認された区画につきましては、深度方向について調査をいたしまして、最大44万pg-TEQ/gの汚染が確認されました。

汚染が確認された区画でございますが、各施設管理者によりまして、当面の措置として立入禁止及び飛散防止のため、シートで覆う措置を行っております。

参考資料1-1にお戻りください。当該地域でございますが、東京都が旧旭電化工業株式会社の工場の跡地を取得したものでございますが、旧旭電化工業株式会社は大正7年から昭和54年まで、苛性ソーダや農薬などの化成品、油脂、食品等を製造しておりました。

東京都が当該地を取得後は、図にございますように下水道局の東尾久浄化センター、都立尾久の原公園、公立大学法人首都大学東京の荒川キャンパス、東尾久運動場といたしまして、テニスコート、ゲートボール場、多目的広場、区立住宅及び都営住宅といたしまして、各主体が整備活用しております。

なお、旧旭電化工業株式会社でございますが、現在の社名は、株式会社ADEKAでございます。

旧工場敷地の一部、図をご覧いただきたいのですが左上になりますが、本社並びに研究所がございます。

続きまして、当該土地の地歴につきまして、説明をさせていただきます。

参考資料4をご覧ください。

写真と図がついているものでございますが、当該土地でございますが、東京都が昭和60年に旧旭電化工業から取得したものでございますが、ここにはかつて、旧旭電化工業以外にも、工場や火力発電所を操業していた事業者が複数存在しておりました。

参考資料の各写真を見ていただきたいのですが、火力発電所並びにその他の事業所の名称が確認できるかと思えます。

この資料につきましては、大正時代の初めからの地歴の変遷を掲載しておりますが、地図内の赤枠で囲んでおりますのが、東尾久浄化センター等の各施設がある範囲でございます。

図、写真の中に、赤く色を塗った区画がダイオキシン類の環境基準超過の範囲、青い斜線で網かけをした区画が重金属等の基準超過の範囲でございます。重ね合わせて位置が分かる

ような形で示した資料でございます。

参考資料4の3ページ目の図をご覧くださいと思います。

当該土地につきましては、旧旭電化工業が工場を閉鎖し、東京都に土地を売却する際に、水銀と鉛の土壤汚染が発見されまして、汚染対策を実施した経緯がございます。

当該事業では、水銀、鉛の汚染土は掘削の上、コンクリート地中壁を用いました封じ込め槽、敷地の東北部にございますが、ここへ封じ込めの措置を行っております。なお土につきましては、掘削した汚染土と封じ込め場所の非汚染土の入れかえを行っております。

図を見ていただきたいのですが、右側の部分、処理槽が位置として確認できるかと思いません。

また、東京都が当該土地を取得後に、公園の造成等のために土地の改変を行っております。

以上が事案の概要でございます。

次に、対策地域の指定に関する資料の御説明に移らせていただきます。

資料3をご覧ください。

「荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方（案）」でございます。

内容について、説明をさせていただきます。

対策地域の範囲と、対策地域の設定方法に整理しております。

まず「1 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の範囲」についてでございますが、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令では、次の(1)及び(2)の2つの要件に該当する地域をダイオキシン類土壤汚染対策地域として指定することができるとしております。

1つ目の要件でございますが(1)でございます。

ダイオキシン類による土壤の汚染の状況が環境基準を満たさない地域、そして2つ目の要件が(2)でございますが、人が立ち入ることができる地域でございますが、工場または事業場の敷地の区域のうち、当該工場または事業場に係る事業に従事する者以外の者が立ち入ることができないものにつきましては除かれております。

つまり、対策地域として指定される範囲でございますが、環境基準を超える汚染があり、かつ一般の人が立ち入ることができる地域。この2つの要件を満たす地域ということになります。

2の「対策地域の設定方法」でございますが、環境基準を超過している地域を具体的にどのように確定するかという点でございます。

参考資料2でおつけしております。詳しい説明は省かせていただきます、この参考資料2でございすが「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」、こちらの内容に基づいて、試料採取地点は、おおむね「1,000㎡につき1地点程度を原則とする」と書いておりますので、30m×30mの格子を1区画として調査の単位としております。

その区画の中心を調査の代表地点とし、環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた範囲及び敷地境界によって構成される地域を基準超過の範囲といたしました。

ちょっと分かりにくい表現でございまして、申しわけございません。

それで、先ほどからご覧いただいている参考資料1-1のとおり、赤で網かけをいたしました11の区画でございまして、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令で定められた対策地域の要件に合致する地域ということになります。

次に、資料4をご覧ください。こちらの資料は、今、御説明いたしました対策地域の要件に合致します地域の地番及びその詳細な図面でございます。

では、読み上げます。

荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定（案）

(1) 都立尾久の原公園

地番

荒川区東尾久7丁目1330番4の一部及び同1330番11の一部

(2) 東尾久運動場及びその周辺

地番

荒川区東尾久7丁目1330番5の一部、同2833番13の一部及び同2833番21の一部

詳細、別図のとおり

でございます。

別図をご覧ください。

【凡例】の中に、調査対象地として赤線で囲っておりますが、これが敷地境界と一緒に内容になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

続きまして、部会長のほうから審議結果について御報告願いたいと思います。

○古米部会長 それでは、部会での審議状況並びにその審議結果の概要を御報告いたしたい

と存じます。

先ほど、御説明が事務局よりありましたように、本件は、荒川区東尾久浄化センターの隣接敷地のダイオキシン類による土壌汚染について、この周辺にございます公園であるとか、あるいは運動場その他の11区画が表層土壌に環境基準を超える汚染があり、かつ人が立ち入ることができる地域ということで、ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令で定められた対策地域の要件に合致する地域ということになります。

先ほどの説明のように、対策地域の指定の要件は、法令に定められておりますので、部会としては、指定に関する考え方及び指定の範囲につきましては、先ほどの資料3及び資料4ということで、記載のとおりの方が妥当であるということに結論いたしました。

その最終的な結論に至る段階で、部会で、先ほど紹介された地歴の図であるとか、あるいは深さ方向のダイオキシン類の濃度分布であるという情報を提供いただきましたので、それを踏まえて、改めて指定の考え方はどうあるべきなのかということを議論させていただきました。

同敷地は昭和60年に東京都が旧旭電化工業から取得したもので、先ほどの説明のように、その時点では、重金属の水銀や鉛の汚染という問題で、その除去を実施した経緯がありました。

言いかえると、取得しようとした時点の状態から水銀あるいは鉛汚染ということによって、土壌が掘削されて、別のところに移動し、さらに被覆されて公園ができているというようなことです。土の移動が非常に行われているという場所でございます。

したがって、参考資料の深さ方向の図がございますが、参考資料1-3を見ていただくと、今回の調査では、法律に基づいて表層土壌5cmまでを30m区画でダイオキシンの分析をして、基準を超過していれば、さらに深い方向に調査をするということになります。

例えば、①の場合には、1100ということで、1000を超えておりますので、深さ方向に調査して、2m、3mのところにも、また濃度が高いところがある。あるいは④、⑤のように表層はもちろん基準値超過ですけれども、さらに濃度の高いところが深さ方向にあるというような状況でございます。

したがって、部会のほうでは、できるだけ地歴あるいは工場でどのような操業が行われていたのか、可能な限り、土壌がどう移動したのかという可能性で調査をお願いしたのですが、かなり昔のことですし、ダイオキシンというのは、その当時、問題の物質ということではないので、そういった観点から考えると、その最大限の情報を整理したとしても、現



在の法律の下で指定された表層土壌で基準を超えているところを指定するという考え方が最も妥当であろうというように判断いたしました。

したがって、一方で、このように表層だけでなく、深さ方向に濃度が高いところがあるということになりますと、将来、この地域が新たに開発をされたときに、改めてその開発活動によって、その基準を超過した土壌が表層に出てくる可能性があるということも検討に含めました。

こういったことを全体的に考えると、表層で現在、環境基準を超えていないあるいは汚染はないというように判断されている部分においても、今回、調査はしておりませんので、深さ方向に汚染があるかないかというものは、現段階では分かっておりません。

先ほど申し上げたように、そういった場所が改めて開発によって、表層土壌になるという可能性を考えると、その将来にわたる健康影響のリスクというものをしっかりと管理していくことが非常に重要であろうということを議論いたしました。

したがって、対策地域としては、やはりその法に基づいて指定地域を決めていくということとでございます。

一方で、法に基づいて、その対策地域が指定されますと、そこに対して対策計画を策定するというのが法律の範囲内でございます。

しかしながら、先ほど申し上げたように、表層の濃度が1000以下であっても、深さ方向に高いものがあるかないかという不確定要素を考えると、やはりそのリスク管理について、対策計画を検討いただく段階で、ある程度御議論いただくことが長い目を見たときに重要であろう。あくまでも対策計画は指定地域に対して適用されるのですけれども、その附帯事項であるとか、あるいは備考というところに先ほど申し上げたような将来の開発に伴う土壌の移動によって、リスクが出得るということを含めた形でのリスク管理についても御検討いただくというようなことを付したいと考えました。こういった経緯で対策地域の指定及び対策計画を考えていただく際の留意点を示したということとでございます。

要は、法律に基づいて、指定地域を定めたということとでございますけれども、それに関連して、備考あるいは附帯事項として、対策計画を検討する際に、リスク管理について御検討いただきたいというのが部会での検討結果の報告でございます。

以上でございます。

○西岡会長 古米部会長、どうもありがとうございました。

今の御説明で、指定された方法に基づいてきちんと調査した。しかしながら、深層につい

ては、まだいささか問題が残るかもしれないということで、今後の検討の中でも、十分それに対応するようにというお願いをつけて答申とするというお話が、今、ございました。

これから皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

御質問、御意見どうぞ。

どうぞ。河口委員。

○河口委員 この指定地域なのですけれども、ここの図でみると、10番と11番がこの赤いところで指定されて、東尾久運動場の一番下のところですね。そのお隣のところを見ると、濃度で見ると990とか1,000となっているのですけれども、分からないからお伺いするのですが、1,000だったらこれは大丈夫なのかなというので、運動場だったりするので、子供が転がったりとかしそうな気もするのですけれども、そこは問題ないという理解でよろしいのかなというのと、あと、1,000ということで考えますと、これは何か右の端の都立町屋五丁目第3アパートのオレンジの区画になっているところの1,000があるのですが、やはり、住宅地の目の前で、子供が多分三輪車に乗ったりとかしそうな感じもするのですが、この1,000はいいのかしらということをお伺いしたいのです。

○西岡会長 では、部会長のほうから。

○古米部会長 法律上、1,000という基準値がございますけれども、その指定に関しましては、1,000を超過するということですので、1,000という値に関しては、その対象にならないということになります。

言いかえると、ある意味、1,000という値自身も、人の健康に対して安全率を掛けた形で設定されているものですので、一応、法律上では1,000を超えるものについて、対象とするということですが。部会のほうについても、その確認をさせていただいております。

○西岡会長 どうもありがとうございます。

よろしく申し上げます。

ほかに、御意見、御質問ございますか。

どうぞ。

○交告委員 これは実際、告示の文書が記載されていないのでよく分からないのですけれども、この1,000pgというのは、表層の土壌で1,000pgと告示には書いてあるのでしょうか。

先ほど、リスク管理を考えろとおっしゃったわけなのですが、例えば、10番の土地ですと、表層は1,400で、その後ずっとものすごく小さい値になっているのですね。

ところが、1番ですと、表層が1,100なのにかかわらず、2mで8,400もあるわけですし、こういうのを一体何の影響でそういう差異が出てくるのか、地質の影響なのか、そういうことは全然我々には分からないので、もしかすると、この表層の1,000pgでやったのではリスク管理としては全然不十分ではないかという気もするのです。表層は小さくても、もっと調査しなければいけないのではないかという気もします。

○西岡会長 交告委員、ありがとうございました。

どうぞ。部会長のほうから。

○古米部会長 ダイオキシン類の法律自体の考え方としては、人に対するダイオキシンの健康影響ということですので、要は表層土壌が風に舞うとか、そういった形で口に入って健康リスクであるという健康影響を基礎として、基準が定められております。

したがって、表層土壌の汚染というものに対して法律ができているという経緯がございます。

一方で、対策を実施するといった際に、その表層土壌の下がさらに汚染している場合には、それをさらに除去する必要があるがございますので、深さ方向にも調査するというところでございます。

言いかえると、まずはその表層土壌の汚染実態で健康影響の視点から調査をし、それが超過しているときには、さらに深さ方向に調査をするという調査方法自身が参考資料2のほうに記載されております。およそ30m区画の範囲内でそれぞれサンプルをコンポジットして、分析をして、その評価をして進めていく。根本は表層土壌に対する基準であるということがございます。

一方で、先ほど申し上げたように、将来深さ方向に土壌を掘削するような開発作業を行ったときに、表層に出てくる可能性がございます。現在の法律ですと、表層土壌を対象にしておりますので、それをちょうど基準値ぎりぎりの1000であるとか、990というところも対策地域として指定をするというのは、ある意味、法律では定められていないことを適用することになります。

言いかえると、指定地域を決めるということは、都道府県が速やかにそれに対して、対策計画を立てるということも含まれておりますので、部会のほうでは、その対策地域としては指定しないけれども、その周辺のところでの将来のリスクを考えていただくリスク管理ということについて、御検討いただきたいというようにまとめさせていただきました。

○西岡会長 よろしく申し上げます。高橋委員。

○高橋委員 部会の検討結果がよく分かったのですが、これから後で議論されることになると思うのですが、その附帯条件というものについて、部会でどのような議論をされたかということと、それがこの措置法との関係で、どのような位置づけというか、意見をつけたのかと、その辺について聞かせていただきたいのです。

○西岡会長 部会長。

○古米部会長 部会での議論では、具体的に附帯条件でどのようにするという議論までは至っておりません。

言いかえると、その対策地域をどう指定するのかということを決めるときに、広げて指定をするのかしないのかという議論の確認をさせていただいて、それは無理であろうということと法律にのっとって対策地域を指定している。

そうすると、先ほどの健康リスクを考えたときの、将来を考えると、やはりリスク管理が必要であり、対策計画という段階でその検討をやっていただきたいという附帯事項というか、そういったことを議論いただきたいというところにとどまっております。

私の記憶が十分でない点があるかも知りませんが、先ほど申し上げたように、対策地域について指定しました。しかし、それ以外のところの分析データも残っておりますので、将来、新しい開発があったときには、どういうことが起きるのかといったように、どこが対策の必要な対象になり得るのかというようなことは検討可能です。対策計画の中でその具体的な対策を実施することを記録することではなくて、将来に対してそういった検討記録を残して、将来、開発行為があるときには、適切な対応が可能なように記録にとどめることが少なくとも必要であろうというようなことは議論させていただきました。しかし、具体的に附帯事項としてこういうものをつけなさいということまでは議論しておりません。

○西岡会長 末吉委員、今の関連ですか。

○末吉委員 いや、全然別の話。

○西岡会長 今の関連の話で、私もちょっと気になったところです。今答申案を検討しているのですが、その中にこのことを詳しくは書き込めない。しかし、今の御発言で、このこと自身は、この会議の議事録には載る。

そういうことを十分に勘案するという申し送りでの次の段階に入ることが、そこで担保される。そんなことでいかがでしょうか。

○高橋委員 よく分かりました。

ただ、将来、長期的に土地利用の改変等があったときに、縦方向で問題が起こるかもしれ

ない。そのときには、この特別措置法の適用がどうなるかということと、問題があったとき、誰がどう対応するのかということについて、ちょっとお聞きしておきたかったのです。

○島田環境改善技術担当部長 会長すみません。

○西岡会長 どうぞ。

○島田環境改善技術担当部長 リスク管理の問題ということで、ただいま御意見が出ているところかと思いますが、部会のほうでいろいろ御検討いただいた御意見の中で、事務局といたしましても、その将来に向かって、対策を行ったところのリスク管理をどうするのか。

また、今回、表層で基準を超えていないけれども、深さ方向に汚染があるかもしれない。そういった指定していない周辺の地域、これをどう考えていくのかということで、いろいろ御意見をいただいているところでございます。

その点につきましては、一体として将来のリスク管理、モニタリングであるとか、あるいは土地の改変行為が行われる場合であるとか、そういったことを想定して、どうリスク管理をしていくのかということにつきましては、部会から検討課題としていただいておりますので、今後、指定された区域の対策計画の検討をまとめていくことになります。

その中で周辺の地域も含めたリスク管理ということで検討をさせていただきたいと思えます。

もちろん、それはモニタリングであるとか、土の移動というものを含めましての話になりますので、その辺は対策計画の検討の中であわせて進めさせていただきたいと思えます。

○西岡会長 どうもありがとうございます。

中杉委員。

○中杉委員 部会で検討させていただいて、対策計画、具体的に中身をどうするかという議論はまだしていないので、対策地域の指定だけの議論にとどまっているということでございまして、実際には、我々も表面が大丈夫でも下は大丈夫ではないのではないかという懸念を持っています。

そういう意味では、そこに対して何らかの対策を考えていかなければいけない。

ただ、これを法定に基づく対策計画の中に位置づけられるのかどうかというのは、これはまた法律の制約の問題がありますから、多分、指定地域の中の対策について計画を立てていくのだろう。

それ以外のところについて、これは対策計画の外で附帯決議をつけるのか、対策計画の中に入れば、法的にも義務となりますけれども、外でつくと、誰が担保するのかという問

題があります。

東京都は前にも同じ例があつて、同じようなことを書いていますので、そこら辺のところをどうしていくかということが1つの大きな議論になると思います。

これが我々もこの汚染を超えている地域だけではなくて、この地域全体がその可能性があるということで、全体を対策地域に指定できれば、そこについて全体の対策計画を立てられるということ考えたのですけれども、法律上の決まりがありまして、それができない。

対策地域を指定して対策計画を立てると、東京都が対策をやった後、費用負担を事業者に求めることができるわけです。

対策地域を指定するとできるのですけれども、そのときに法律に基づいて、きっちりやらないと、事業者のほうからそれはおかしいという反論が出てくることは間違いなくて、その範囲で考えると、こういう設定でやむを得ないのではないか。あと、いかに外の部分、懸念される場所の計画というものを何かつくることはつくるのですけれども、それをどう位置づけ、どうつくるかということが重要なポイントではないか。これからの議論ではないかと私個人的には思っております。

○西岡会長 ありがとうございます。

○末吉委員 全く素人なので、ちょっと教えていただきたいことで質問なのですが、この試料採取地点は、おおむね1,000㎡につきと書いてあるのですけれども、これに基づいて、30m×30mのマス目をつくっておられるのですけれども、この1,000㎡の選び方というのには何かルールがあるのでしょうか。

というのは、今のお話ですけれども、対策をとるときに、例えば、そのマス目のとり方によっては、非常にその後の土地の利用度とか、今のお話にあった費用負担とか、いろいろなものに影響が出るわけですね。

ですから、1,000㎡をどういう形でとってくるのかというのは、これは誰かが決められるのでしょうか。それとも法律でそうなっているのでしょうか。

特に、民有地などだと、30m平方とすると、普通の家が10軒ぐらい入りますから、線引きによっては入る、入らないで非常に経済価値も含めて、大きな変化が出ると思うので、その辺はどうなのでしょう。

○西岡会長 どなたがそれに対して答えていただけますか。

○島田環境改善技術担当部長 参考資料2におつけしておりますが、調査測定マニュアルということで、1,000㎡に1カ所程度ということで、30m、30m、900㎡になりますので、さらに若

干詳細に調査をしているという状況でございます。

この区画の中で、中心点を含めまして、5地点混合という形でマニュアルに沿った形で調査をして、その結果を判断するという形になっております。

調査の区画の線引きでございますけれども、資料4をご覧くださいなのですが、資料4の別図でございます。

別図1、別図2として、詳細な図面をつけさせていただいておりますが、赤い線が調査対象地としまして、これが各施設の敷地境界に当たる部分、この中でマス目を切って調査をするということになりますが、一番北側に位置する、ちょうど上に「起点」とございますが、そこを起点といたしまして、30mのメッシュという形で測定して、設定して、そこで範囲を決めて調査をしているという状況でございます。

ですから、マニュアルに従うその線の引き方でございますが、30m×30mの区画でやって、最終的にそのマニュアルの垂線の考えになりますが、ちょうどぴったり合ってくるという状況でこの区画という形で設定しております。

なお、左のほうに、若干隣の土地との境界線がございますが、それは区域としては、線引きのほうオーバーしてはいますが、調査につきましては、この赤い線のところまでという形で設定したものでございます。

○西岡会長 どうぞ。

○中杉委員 これはダイオキシン対策もそうですけれども、土壤汚染対策も同じように、末吉委員が言われたように恣意的にならないようにルールを決めています。

もちろん、とり方によっては、マス目の数が多くなってしまいますので、若干、回転をするのは許しているというようなことがありますけれども、一定のルールに基づいて、区画をつくるということを決められていますので、それに従ってやったということだと思います。

ちなみに、土壤汚染対策だと、10m×10mの区画に割ってやるということになっています。

○西岡会長 よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

そうしますと、今、出ました幾つかの御議論の中で、特に留意すべきは、現在、まだ深度方向の問題が、言ってみれば調査の中で発見された。

しかし、これは法律的には表土の話で進むということでございますけれども、実際問題、今後の、また住民の影響を考えると、それは、当然、リスクとして捉えて考えておいてほしいということかと思っております。

今後、対策に向かって行動が起きるわけですが、もしそういうことがありましたら、もちろんその中でも十分対応していただくということが1つ。

それから、このような法律の限界につきましても、これはまた別なところでぜひ学会等々で御検討いただきたい。

再度、繰り返しますけれども、答申には書かれていないけれども、その精神はちゃんと受け継いでいただきたいというのが、私のほうの見解でございます。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかにないようでしたら、今、水質土壌部会から報告いただきましたダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定についてということについて、御了承いただいたということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、部会報告について適当であるという御承認をいただいたわけですが、その内容に沿いまして、都知事への答申をさせていただきます。

事務局のほうで答申文(案)がございますので、お配りください。

(事務局、答申文(案)を配付)

○西岡会長 よろしゅうございますか。

そうしましたら、事務局のほうから答申文(案)の朗読をお願いいたします。

○上田環境政策課長 それでは、朗読をさせていただきます。

東京都知事代理 副知事安藤立美様

東京都環境審議会会長 西岡秀三

ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定による対策地域の指定について(答申)

平成25年11月11日付で諮問のあったこのことについては、別添荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定のとおりとすることが適当であると認めます。

具体的には、2ページ目以降に指定区域の施設名、地番が書いてございます。

以下、その次のページ以降、別図のとおり、別図1にございますけれども、対策地域の地図が掲示してございます。

以上でございます。



○西岡会長 ありがとうございます。

それでは、この答申文の案をもちまして、知事に答申したいと思いますが、皆様、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから長谷川局長に答申書をお渡しいたします。

答申書の内容につきましては、ただいま朗読がございましたので、省略させていただきます。

(西岡会長から長谷川局長へ答申書を手交)

○西岡会長 それでは、長谷川局長より一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○長谷川環境局長 ただいま西岡会長から「ダイオキシン類対策特別措置法第29条の規定による対策地域の指定について」の答申をいただきました。

水質土壌部会での御審議を含めまして、この間、委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から多数の貴重な御意見を頂戴いたしました。

皆様のこれまでの御審議に対して、厚く御礼申し上げます。

東京都では、ただいまいただきました答申に基づきまして、また、今日の御議論も踏まえまして、早急に対策地域を指定して、適切な処理と地域住民の方々から強い要望が寄せられております尾久の原公園をはじめとする施設の全面開放を早期に実現できますよう、対策計画の策定などに尽力をいたしてまいりたいと考えております。

今後とも、東京都の環境政策のために、引き続き委員の皆様の御支援・御鞭撻をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○西岡会長 長谷川局長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から今後の環境審議会での対応について、御説明願いたいと思います。

どうぞ。

○上田環境政策課長 それでは、本件に関する今後の対応について御説明をさせていただきます。

参考資料3にございますけれども、本日、答申という形で頂戴をいたしましたので、今後、対策地域の指定を行ってまいります。

東京都では、その対策計画（案）及び費用負担計画（案）を策定する予定でございます。

費用負担計画につきましては、参考資料3の右側にもございますけれども、法律上、審議会の意見をお聞きするという事になってございますので、また改めて審議会に諮問をさせていただくことになります。

それでは、費用負担計画の現在の検討状況について、所管より御説明を差し上げたいと思います。

○島田環境改善技術担当部長 それでは、費用負担計画につきまして、御説明申し上げます。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策事業に係る費用負担計画につきましては、科学的知見に基づいて、因果関係が明確であることが要件とされております。

先ほど、事案の概要で御説明申し上げたとおり、当該土地につきましては、過去に複数の工場、事業場が立地しておりました。ダイオキシン類はさまざまな発生原因から非意図的に生成されるものでございまして、過去に立地しておりました工場、事業場と当該土地の汚染の因果関係につきまして、慎重に科学的分析を行っているところでございます。

分析の結果を踏まえまして、汚染の原因者にどの程度の負担をさせるべきか、費用負担計画案として策定をいたします。こうした科学的分析には、相当に専門技術的な内容を含むこととなりますので、十分に検討を重ねた上で審議会にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○上田環境政策課長 ただいま、所管より御説明を差し上げましたとおり、費用負担計画につきましては、これまでにいただいた、本日こういった形で御審議を頂戴いたしましたけれども、一連の内容でございます。現在、検討を進めてございますけれども、準備が整い次第、直ちに審議会にお諮りをしたいと考えてございますので、会長とも御相談をしながら、本審議회를改めて開催することなく、水質土壌部会に付議していただくことで、御審議をしていただきたいと考えてございます。

○西岡会長 どうもありがとうございました。

今、事務局からの提案でございますけれども、皆様、参考資料3というところに、今後の手続がずっと書いてございまして、本日の地域指定の後、この審議会のほうでは、費用負担計画策定についての検討をする必要がございます。

その諮問をどうするかということでございますけれども、まだ十分全体の調査等々が進んでいないところですが、内容は本日ご説明のとおりでございますので、あえて審議会というものを開催しないで部会に付議することをここで決めていただき、おおむね方向が見えてき

たところで諮問・答申に入りたいということです。以上の手順と付議に関してでございますけれども、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○西岡会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後は、事務局が説明したやり方で進めてもらいます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了ということになります。

これ以降につきましては、事務局に引き継いで進行をお願いしたいと思います。

委員の皆さん、どうもありがとうございました。

○上田環境政策課長 それでは、費用負担計画の諮問につきましては、会長とも御相談をさせていただきながら、水質土壌部会に付議いただき、御審議をいただきたいと考えてございます。

それでは、これをもちまして第40回「東京都環境審議会」を閉会いたします。

ありがとうございました。

(10時53分閉会)